

平成 28 年

奈良市議会 3 月定例会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 9 号	株式会社奈良市清美公社の事業計画の報告について ……………	1
〃 第 10 号	奈良市市街地開発株式会社の事業計画の報告について ……………	11
〃 第 11 号	公益財団法人奈良市生涯学習財団の事業計画の報告 について ……………	16
〃 第 12 号	一般財団法人奈良市総合財団の事業計画の報告につ いて ……………	25
奈良市議案第 25 号	平成 28 年度奈良市一般会計予算 ……………	40
〃 第 26 号	平成 28 年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計 予算 ……………	49
〃 第 27 号	平成 28 年度奈良市国民健康保険特別会計予算 ……………	51
〃 第 28 号	平成 28 年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算 ……………	55
〃 第 29 号	平成 28 年度奈良市市街地再開発事業特別会計予算 ……………	58
〃 第 30 号	平成 28 年度奈良市公共用地取得事業特別会計予算 ……………	60
〃 第 31 号	平成 28 年度奈良市駐車場事業特別会計予算 ……………	62
〃 第 32 号	平成 28 年度奈良市介護保険特別会計予算 ……………	64
〃 第 33 号	平成 28 年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特 別会計予算 ……………	67
〃 第 34 号	平成 28 年度奈良市針テラス事業特別会計予算 ……………	69
〃 第 35 号	平成 28 年度奈良市後期高齢者医療特別会計予算 ……………	71
〃 第 36 号	平成 28 年度奈良市病院事業会計予算 ……………	(別冊)
〃 第 37 号	平成 28 年度奈良市水道事業会計予算 ……………	(別冊)
〃 第 38 号	平成 28 年度奈良市都祁水道事業会計予算 ……………	(別冊)
〃 第 39 号	平成 28 年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計予算 ……………	(別冊)
〃 第 40 号	平成 28 年度奈良市下水道事業会計予算 ……………	(別冊)
〃 第 41 号	奈良市建築審査会条例の一部改正について ……………	74
〃 第 42 号	奈良市行政不服審査法施行条例の制定について ……………	75

奈良市議案第 43 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	80
〃 第 44 号	奈良市情報公開条例等の一部改正について	82
〃 第 45 号	奈良市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	89
〃 第 46 号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	91
〃 第 47 号	奈良市職員の退職管理に関する条例の制定について	93
〃 第 48 号	奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	95
〃 第 49 号	奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	96
〃 第 50 号	奈良市手数料条例の一部改正について	97
〃 第 51 号	奈良市総合福祉センター条例の一部改正について	131
〃 第 52 号	奈良市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について	132
〃 第 53 号	奈良市立診療所設置条例の一部改正について	133
〃 第 54 号	奈良市国民健康保険条例の一部改正について	134
〃 第 55 号	奈良市地域ふれあい会館条例の一部改正について	135
〃 第 56 号	奈良市消費生活センター条例の制定について	136
〃 第 57 号	奈良市自動車駐車場条例の一部改正について	138
〃 第 58 号	奈良市火災予防条例の一部改正について	139
〃 第 59 号	奈良市下水道条例の一部改正について	155
〃 第 60 号	奈良市水洗便所設備費助成に関する条例の一部改正について	156
〃 第 61 号	奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	157
〃 第 62 号	包括外部監査契約の締結について	158
〃 第 63 号	市道路線の廃止について	159

奈良市議案第 64 号	市道路線の認定について……………	167
〃 第 65 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	198
〃 第 66 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	199
〃 第 67 号	監査委員の選任について……………	200
〃 第 68 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について……………	202
〃 第 69 号	奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び 運営の基準等に関する条例等の一部改正について……………	(別冊)
奈良市諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	204
〃 第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	206
〃 第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	208
〃 第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	210
〃 第 5 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	212

株式会社奈良市清美公社の
事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社奈良市清美公社の事業計画を次のとおり報告する。

平成28年2月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 平成28年度事業計画書

平成28年度株式会社奈良市清美公社事業計画書

自 平成28年4月1日

至 平成29年3月31日

株式会社奈良市清美公社は、次の各受託業務及び受託外許認可業務等を実施する。

(受託業務)

- し尿収集運搬及び手数料の徴収に関する業務
- 公園・広場等の清掃、公衆便所の清掃、地下道等の清掃に関する業務
- 東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、精華地域、高円山離宮・鉢伏地域、中高層住宅、平城第1・第2団地及び奈良市市街地地域（一部）の一般家庭ごみ収集運搬、東部地域・中高層住宅及び環境清美センター内再生資源回収コーナーの再生資源（空き缶・空きびん・ペットボトル・飲料用紙パック）収集運搬、発泡スチロール製食品トレイ、環境清美工場の焼却灰及び非鉄の運搬に関する業務
- 建物清掃に関する業務
- 犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務

(受託外許認可業務等)

- 浄化槽の清掃・保守点検及び雑排水管洗浄に関する業務

これらの業務の遂行にあたっては、誠実に遂行するとともに、公共下水道の普及に伴うし尿収集運搬及び浄化槽清掃業務の減少する社会情勢下にあつて、一層これに代わる業務の拡大と開発に努め、事業の効率化を図り、公益事業所として公共への奉仕をモットーに生活環境の保全と美化の推進に寄与せんとするものである。

1. 業務の方針

(受託業務)

- (1) 業務の運営については、常に適正な処理を行い、市民の生活環境をより清潔に保ち、公衆衛生の向上を目標に、その効率的運用を図る。

(受託外許認可業務等)

- (1) 浄化槽の清掃については、浄化槽法施行規則第3条の規定に基づいて行い、実施にあたっては計画的かつ円滑な運用を図る。また、高圧洗浄機による雑排水管洗浄業務の拡大にも積極的に市場の開拓に努める。

2. 作業計画

(受託業務)

- (1) し尿収集運搬については、対象家庭の状況及び交通事情等を勘案し、早朝からの作業を行い、受託外許認可業務等との連携を図り、全車両の効率的な運用を図る。

また、汲取手数料の徴収事務については、口座振替制度への移行を促進し、収納率の向上を図る。

○汲取作業件数

- | | |
|------------|------------------|
| ・定額制汲取 | 約 1, 361 件 (月平均) |
| ・一般従量制汲取 | 約 94 件 (月平均) |
| ・事業所等従量制汲取 | 約 218 件 (月平均) |

- (2) 公園・広場等の清掃業務については、当社現有諸機(器)材と人員の効率的な運用により作業を実施する。

○都市公園、ちびっ子広場、広場緑地、近隣公園

計 560か所

○街路樹等のかん水

- ・西部第475号線
- ・西部第24号線
- ・西部第38号線他1路線

- ・西大寺一条線
- ・奈良北2号線、北部第595・604・611号線
- ・中部第1124号線

計 6路線

(3) 公衆便所の清掃業務については、利用者の状況を考慮し、早朝作業による効率的な運用により業務を実施する。

- ・近鉄高の原駅前

計 1か所

(4) 地下道等清掃業務については、利用状況等を考慮し、計画的に実施する。

- ・近鉄新大宮駅前地下道
- ・近鉄新大宮駅西側地下道
- ・JR平城山駅旅客通路
- ・JR平城山駅西側歩道橋
- ・近鉄高の原駅歩道橋及び広場
- ・近鉄学園前駅前歩道橋

計（6か所） 13,792㎡

(5) 東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、精華地域、高円山離宮・鉢伏地域、中高層住宅、平城第1・第2団地、奈良市市街地地域（一部）の一般家庭ごみ及び再生資源の収集運搬、環境清美センター内再生資源回収コーナーの再生資源収集運搬、発泡スチロール製食品トレイ収集運搬の各業務については、収集計画に基づき実施する。

また、環境清美工場より発生する焼却灰及び非鉄の大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地への運搬業務については、受託条件による年間計画に基づき実施する。

○家庭ごみ及び再生資源

収集区域	収集品目※			収集世帯数
	①	②	③	
東部地域（田原・柳生・大柳生・東里・狭川）	○	○	○	2,155世帯
月ヶ瀬地域	○	○		491世帯
都祁地域（並松・吐山・都祁・六郷）	○	○		2,110世帯
精華地域	○	○		301世帯
高円山離宮・鉢伏地域	○	○		32世帯
中高層住宅（独立行政法人都市再生機構）	○	○	○	8,847世帯
平城第1・第2団地（独立行政法人都市再生機構）	○	○		2,033世帯
市街地家庭系ごみ地域	○			61,499世帯

※①燃やせるごみ

②大型ごみ

③空き缶、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック

○環境清美センター内再生資源回収コーナー 1か所

○発泡スチロール製食品トレイ

・市役所・出張所・公民館・人権文化センター等 30か所

○焼却灰運搬

・年間運搬量 2,550t

○非鉄運搬

・年間運搬量 3,000t

(6) 犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務については、保健所の指導・指示のもと、迅速かつ効率的に実施する。

(受託外許認可業務等)

(1) 浄化槽の清掃・保守点検業務、雑排水管洗浄業務、建物清掃業務については、受託業務との連携を図り、効率的な運用により作業を実施する。

○浄化槽清掃業務 613件（月平均）

○浄化槽保守点検業務 306件（月平均）

○雑排水管洗浄業務 9件（月平均）

(作業体制)

(1) 従業員数

事務職	10名(内臨時3名)
現業職	106名(内臨時65名)
	計116名

(2) 車両台数

バキューム車	13台
パッカー車	37台
貨物車他	18台
営業車	3台
	計71台

3. 事業予算の概要

(収入の部)

受託事業収入	<u>682,971千円</u>
--------	------------------

(内 訳)

し尿収集運搬及び手数料徴収事務受託収入	159,749
公園・広場等清掃業務受託収入	57,988
アダプトプログラム・グリーンサポートごみ収集受託収入	1,772
公衆便所清掃業務受託収入	924
地下道等清掃業務受託収入	3,251
東部地域・精華地域等一般家庭ごみ収集運搬業務受託収入	24,099
月ヶ瀬・都祁地域ごみ収集運搬業務受託収入	33,605
中高層住宅一般家庭ごみ収集運搬業務受託収入	82,906
市街地家庭系ごみ収集運搬業務受託収入	245,700
一般家庭ごみ収集地域の大型ごみ収集運搬業務受託収入	14,025
東部地域再生資源収集運搬業務受託収入	3,934
中高層住宅再生資源収集運搬業務受託収入	6,857
環境清美センター内再生資源分別及び運搬業務受託収入	2,206

発泡スチロール製食品トレイ収集運搬業務受託収入		3, 271	
焼却灰運搬業務受託収入		12, 005	
非鉄運搬業務受託収入		11, 227	
犬・猫等の捕獲・運搬・飼育業務受託収入		17, 800	
音声館清掃業務受託収入		1, 652	
受託外許認可事業等収入		<u>129, 944千円</u>	
(内 訳)			
浄化槽清掃・保守点検業務収入		127, 842	
雑排水管洗浄業務収入		2, 102	
事業外収入		<u>171千円</u>	
(内 訳)			
受取利息		171	
収 益 合 計		<u>813, 086千円</u>	
(支出の部)			
事業直接費		<u>646, 678千円</u>	
(内 訳)			
人 件 費	432, 461	法定福利費	71, 770
福利厚生費	14, 444	被 服 費	2, 924
燃 料 費	31, 724	修 繕 費	26, 587
事故整理費	700	公 租 公 課	7, 181
保 險 料	10, 887	消 耗 品 費	9, 628
旅費交通費	2, 296	賃 借 料	6, 330
減価償却費	27, 487	雑 費	2, 259

一般管理費			<u>105,985千円</u>
(内 訳)			
人件費	70,095	法定福利費	11,470
福利厚生費	1,983	公租公課	2,204
水道光熱費	2,288	修繕費	814
保険料	275	消耗品費	1,798
旅費交通費	60	燃料費	224
通信費	2,279	交際費	145
図書費	278	広告費	215
会議費	292	調査研究費	20
支払手数料	4,157	賃借料	5,229
減価償却費	2,100	雑費	59
事業外費用			<u>60,423千円</u>
(内 訳)			
雑損失	212	消費税	60,211
予備費			<u>0千円</u>
費用合計			<u>813,086千円</u>
当期利益金			<u>0千円</u>

予 定 貸 借 対 照 表

平成29年3月31日

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【463,314】	【流動負債】	【52,877】
現金・預金	379,198	未払金	26,674
未収入金	13,092	未払法人税等	141
受託事業未収金	65,969	前受金	6
手数料未収金	2,624	預り金	6,704
貯蔵品	2,207	仮受金	442
前払費用	717	手数料未払金	2,624
仮払法人税等	0	未払消費税	16,286
立替金	0	【固定負債】	【283,773】
貸倒引当金	△ 493	退職給与引当金	283,773
【固定資産】	【162,542】	負債合計	336,650
(有形固定資産)	(152,913)		
建物	94,656	純 資 産 の 部	
建物附属設備	4,227	【株主資本】	【289,206】
構築物	496	資本金	10,000
機械器具	27	(利益剰余金)	(279,206)
車両運搬具	7,631	その他利益剰余金	279,206
什器備品	3,827	任意積立金	70,000
電話設備	86	繰越利益剰余金	209,206
土地	41,963		
(無形固定資産)	(2,143)	純資産合計	289,206
電話加入権	310		
地役権	300		
ソフトウェア	1,533		
(投資その他の資産)	(7,486)		
出資金	1,430		
長期貸付金	5,564		
保証金	10		
リサイクル預託金	482		
資産合計	625,856	負債・純資産合計	625,856

予 定 損 益 計 算 書

自 平成 2 8 年 4 月 1 日

至 平成 2 9 年 3 月 3 1 日

(単位：千円)

科 目	金	額
【売 上 高】		
受託事業収入	632,384	
浄化槽収入	118,220	
高压洗浄収入	1,946	
建物清掃収入	0	752,550
【売上原価】		
事業直接原価	646,678	△ 646,678
売上総利益金額		105,872
【販売費及び一般管理費】	105,985	△ 105,985
営業利益金額		△ 113
【営業外収益】		325
受取利息	171	
受取配当金	5	
雑収入	149	
【営業外費用】		△ 212
支払利息	0	
雑損失	212	
経常利益金額		0
【特別利益】		0
貸倒引当金戻入益	0	
退職給与引当金戻入益	0	
【特別損失】		△ 213
資産廃棄損	0	
貸倒損失	16	
貸倒引当金繰入額	197	
退職給与引当金繰入損	0	
税引前当期純利益金額	0	△ 213
法人税、住民税及び事業税	221	△ 221
当期純利益金額	△ 434	△ 434

奈良市市街地開発株式会社の
事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、奈良市市街地開発株式会社の事業計画を次のとおり報告する。

平成28年2月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 平成28年度事業計画書

平成28年度奈良市市街地開発株式会社事業計画書

自 平成28年4月1日

至 平成29年3月31日

奈良市市街地開発株式会社を設立以来、市内における新しい都市拠点の形成を目指し、市街地開発の効率的推進を図るとともに、開発事業等により建設された建築物の管理運営事業等を行い、地域社会と調和した都市づくりの推進に努めております。

1 事業方針

新しい都市拠点の形成を目指し、市街地開発事業によるJR奈良駅前再開発第1ビルの商業床の管理運営、近鉄学園前駅南再開発ビル管理組合業務代行及び奈良市営駐車場の管理等を行い、地域社会と調和した都市づくりの推進を図るとともに、経営の改善を進めます。

2 業務内容

- (1) JR奈良駅前再開発第1ビル商業床の管理運営
- (2) JR奈良駅西口周辺の市営駐車場の管理運営
(奈良市営JR奈良駅第1・第2・なら100年会館駐車場)
- (3) 近鉄学園前駅南地区再開発ビルの管理業務
- (4) 奈良市営西部会館駐車場の管理運営
- (5) 前各号に関連又は付帯する事業

3 事業予算の概要

単位：千円

(収入の部)

事業収入		228,600
商業床等管理収入		110,000
駐車場管理運営収入		73,600
学園前再開発ビル関係受託収入		45,000
事業外収入（利息収入）		300
収入合計		<u>228,900</u>

(支出の部)

事業費用			<u>223,900</u>
内訳			
人件費	15,380	修繕費	400
福利厚生費	3,200	会議費	20
委託費	94,000	手数料	3,600
賃借料	56,600	公租公課費	500
共益費	42,340	諸会費	40
販促費	600	旅費交通費	10
消耗品費	3,200	保険料	650
通信費	340	雑費	1,000
燃料費	20	減価償却費	2,000

(当期利益金)

5,000

予 定 貸 借 対 照 表

平成29年3月31日

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【136,870】	【流動負債】	【36,263】
現金及び預金	117,708	未払外注費	7,480
未収入金	12,600	未払費用	2,104
前払費用	5,800	前受金	179
預け金	762	預り金	100
		売上預り金	26,100
【固定資産】	【19,996】	未払法人税等	300
(有形固定資産)	(19,546)	【固定負債】	【9,803】
建物	17,762	預り保証金	9,803
建物附属設備	16,448		
車両運搬具	795		
什器備品	0		
減価償却累計額	△ 15,459	負債の部計	46,066
(無形固定資産)	(400)		
電話加入権	400		
(投資その他の資産)	(50)		
保証金	50	【株主資本】	【110,800】
		[資本金]	[100,000]
		[資本剰余金]	[18,700]
		[利益剰余金]	[△ 7,900]
		繰越利益剰余金	△ 7,900
		(うち当期純利益)	(5,000)
		純資産の部計	110,800
資産の部計	156,866	負債・純資産の部計	156,866

予 定 損 益 計 算 書

自 平成 2 8 年 4 月 1 日

至 平成 2 9 年 3 月 3 1 日

(単位：千円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売上高	228,600	228,600
【販売費及び一般管理費】		
営業利益	223,600	223,600
【営業外収益】		
受取利息	30	
雑収入	270	300
経常利益		5,300
税引前当期純利益		5,300
法人税等充当額		300
当期純利益		5,000

公益財団法人奈良市生涯学習財団の
事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人奈良市生涯学習財団の事業計画を次のとおり報告する。

平成28年2月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 平成28年度事業計画書

平成28年度公益財団法人奈良市生涯学習財団事業計画書

自 平成28年4月1日

至 平成29年3月31日

1. 事業方針

公益財団法人奈良市生涯学習財団は、市民の教養の向上・健康の増進・情操の純化を図り、生活文化の振興・社会福祉の増進に寄与することを目的として、実際生活に即する教育・学術及び文化に関する各種の事業を行うとともに、市民の立場に立った施設運営を行い、だれでも、いつでも、どこでも学べる学習環境の醸成と整備を促進する。

さらに、地域における「学びの場」・「地域づくりの拠点」としての機能を強化し、自己学習・相互学習・家庭教育に加えて、地域の課題解決に向けた学習活動の場及び学びの成果を生かせる場を提供し、その機能の充実を図る。また、公民館自主グループを育成し、生涯学習における指導者やボランティアの裾野を広げる。これらにより、地域の教育力を高め、市民がその力を地域で発揮できるよう、公民館での取組の充実を図るとともに、学びの成果が活力ある地域づくりに繋がる生涯学習活動を推進する。

加えて、生涯学習に関する情報収集や調査研究に努め、学習情報の提供や学習相談を行う。また、各種事業の企画・運営に職員のもつ特技を生かし、経費削減につなげる。

なお、奈良市生涯学習財団は公民館の活性化を目的として設立された団体である一方で指定管理者でもあるため、市民や行政の期待に応える高い専門性を有した団体であり続けるとともに、改革意識をもって組織及び職員の活性化や自主財源の確保に努め、社会教育の振興に一層寄与するべく事業を展開する。

2. 事業実施計画

社会教育・生涯学習に関する事業を幅広く展開していくために、次の7分類の全てにおいて事業を開催する。

- | | |
|---------------|---------------------|
| 01 教養・文化・国際交流 | 05 家庭生活・市民生活・娯楽 |
| 02 教育・福祉・人権 | 06 健康・衛生・環境 |
| 03 芸術・芸能 | 07 体育・スポーツ・レクリエーション |
| 04 科学・情報・産業技術 | |

(1) 協定事業

奈良市から指定を受け、指定管理者として事業方針に基づいた事業を展開する。

① 公民館事業

生涯学習センター・公民館の活性化と、高まる市民の学習意欲と多様なニーズに応えることをめざし、社会教育・生涯学習に関する各種の事業を行う。また、次の5重点分野の全てにおいての事業開催を全施設必須とすることにより、奈良市全域における充実した事業展開を目指す。

重点分野：高齢者・男女・青少年・家庭教育・現代的課題

大型館においては、大人数を収容できる等の施設の特長を生かした事業を展開する。また、地元大学との連携による事業など、高度な学習機会の提供を図る。

地区館においては、地域の特性・課題や地域住民のニーズ等に即した事業展開を行う。また、地域の学校や各種の活動団体、関係各課・機関との連携を図る。

その他、充実した社会教育・生涯学習関連情報を市民がいつでも手軽に検索・活用することができるよう、インターネットを利用した情報発信を積極的に行う。また、パソコン講座を開催し、情報格差の解消に努める。

② 公民館管理運営事業

市民がいつでも気軽に利用できる地域の生涯学習の場として、公民館の機能強化と市民の立場に立った施設運営を図るとともに、公民館の適正かつ効率的な管理運営を行う。

(2) 自主事業

当財団の取組をより多くの人々にPRするとともに外部収入を獲得するため、職員の特技や専門性を生かし、講師派遣等の事業展開を行う。また、自主財源の確保と事業内容の充実のため、外部資金による事業開催にも取組を進める。

さらに奈良市の関連諸施策と連携し、市民の生活環境の向上や学習機会の拡大を図り、個人の学習にとどまらず学習の成果を生かせるような事業展開に努める。

[指定管理施設]

生涯学習センター	延床面積	3, 588㎡
中部公民館	延床面積	4, 359㎡

西部公民館	延床面積	3, 3 3 7 m ²
南部公民館	延床面積	9 8 0 m ²
三笠公民館	延床面積	7 5 2 m ²
田原公民館	延床面積	5 5 0 m ²
富雄公民館	延床面積	7 0 1 m ²
柳生公民館	延床面積	3 3 5 m ²
若草公民館	延床面積	7 5 0 m ²
登美ヶ丘公民館	延床面積	5 9 9 m ²
興東公民館	延床面積	4 2 9 m ²
春日公民館	延床面積	5 4 3 m ²
二名公民館	延床面積	5 0 1 m ²
京西公民館	延床面積	5 3 8 m ²
平城西公民館	延床面積	4 9 9 m ²
伏見公民館	延床面積	5 1 6 m ²
富雄南公民館	延床面積	5 0 4 m ²
平城公民館	延床面積	5 7 1 m ²
飛鳥公民館	延床面積	5 0 1 m ²
都跡公民館	延床面積	5 1 8 m ²
登美ヶ丘南公民館	延床面積	5 0 0 m ²
平城東公民館	延床面積	5 0 0 m ²
月ヶ瀬公民館	延床面積	1, 8 4 6 m ²
都祁公民館	延床面積	4 2 5 m ²

収 支 予 算 書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基本財産運用収入	50	70	△ 20	
基本財産利息収入	50	70	△ 20	
② 協定事業収入	574,351	581,903	△ 7,552	
指定管理受託収入	573,600	581,200	△ 7,600	
講座受講料収入	751	703	48	
③ 自主事業収入	6,675	7,890	△ 1,215	
講師派遣収入	100	50	50	
事業収入	6,275	7,740	△ 1,465	
助成金収入	300	100	200	
④ 雑収入	235	275	△ 40	
受取利息	35	25	10	
雑収入	200	250	△ 50	
事業活動収入計	581,311	590,138	△ 8,827	
2. 事業活動支出				
(1) 事業費支出	569,013	575,318	△ 6,305	
① 人件費支出	368,848	370,135	△ 1,287	
役員報酬支出	0	2,479	△ 2,479	
給料支出	141,663	136,108	5,555	
賃金支出	84,086	93,899	△ 9,813	
職員手当支出	70,918	65,179	5,739	
福利厚生支出	51,554	52,612	△ 1,058	
賞与引当金繰入支出	20,627	19,858	769	
② 事業経費支出	200,165	205,183	△ 5,018	
諸謝金支出	8,339	8,951	△ 612	
旅費交通費支出	394	676	△ 282	
消耗品費支出	4,966	6,173	△ 1,207	
燃料費支出	1,331	1,482	△ 151	
会議費支出	215	216	△ 1	
印刷製本費支出	985	1,139	△ 154	
光熱水料費支出	61,299	62,272	△ 973	
修繕費支出	2,633	2,643	△ 10	
医薬材料費支出	24	28	△ 4	
通信運搬費支出	2,282	2,375	△ 93	
減価償却費支出	11,694	852	10,842	
手数料支出	2,835	2,320	515	
保険料支出	1,829	1,844	△ 15	

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
委託費支出	61,014	61,564	△ 550	
賃借料支出	10,041	20,794	△ 10,753	
負担金支出	272	283	△ 11	
広告料支出	50	300	△ 250	
租税公課支出	29,962	31,271	△ 1,309	
(2) 管理費支出	12,298	14,820	△ 2,522	
① 人件費支出	10,215	12,681	△ 2,466	
役員報酬支出	0	2,478	△ 2,478	
給料支出	3,931	3,777	154	
賃金支出	2,333	2,606	△ 273	
職員手当支出	1,968	1,809	159	
福利厚生支出	1,410	1,460	△ 50	
賞与引当金繰入支出	573	551	22	
② 管理経費支出	2,083	2,139	△ 56	
旅費交通費支出	168	168	0	
消耗品費支出	145	171	△ 26	
会議費支出	5	6	△ 1	
光熱水料費支出	1,701	1,728	△ 27	
通信運搬費支出	64	66	△ 2	
事業活動支出計	581,311	590,138	△ 8,827	
事業活動収支差額	0	0	0	
II 予備費支出	0	0	0	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	

予 定 貸 借 対 照 表

平成29年3月31日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	62,307	48,263	14,044
未収金	178	182	△ 4
流動資産合計	62,485	48,445	14,040
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	50,000	50,000	0
基本財産合計	50,000	50,000	0
その他固定資産			
リース資産	87,288	1,704	85,584
その他固定資産合計	87,288	1,704	85,584
固定資産合計	137,288	51,704	85,584
資産合計	199,773	100,149	99,624
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	38,671	25,577	13,094
預り金	2,613	2,459	154
賞与引当金	21,200	20,409	791
リース債務	18,995	852	18,143
流動負債合計	81,479	49,297	32,182
2. 固定負債			
リース債務	68,294	852	67,442
固定負債合計	68,294	852	67,442
負債合計	149,773	50,149	99,624
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体補助金	50,000	50,000	0
指定正味財産合計	50,000	50,000	0
(うち基本財産への充当額)	50,000	50,000	0
2. 一般正味財産			
正味財産合計	50,000	50,000	0
負債及び正味財産合計	199,773	100,149	99,624

予定正味財産増減計算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業活動収入	581,311	590,138	△ 8,827
基本財産運用収入	50	70	△ 20
基本財産利息収入	50	70	△ 20
協定事業収入	574,351	581,903	△ 7,552
指定管理受託収入	573,600	581,200	△ 7,600
講座受講料収入	751	703	48
自主事業収入	6,675	7,890	△ 1,215
講師派遣収入	100	50	50
事業収入	6,275	7,740	△ 1,465
助成金収入	300	100	200
雑収入	235	275	△ 40
受取利息	35	25	10
雑収入	200	250	△ 50
経常収益計	581,311	590,138	△ 8,827
(2) 経常費用			
事業費	569,013	575,318	△ 6,305
人件費	368,848	370,135	△ 1,287
役員報酬	0	2,479	△ 2,479
給料	141,663	136,108	5,555
賃金	84,086	93,899	△ 9,813
職員手当	70,918	65,179	5,739
福利厚生	51,554	52,612	△ 1,058
賞与引当金繰入	20,627	19,858	769
事業経費	200,165	205,183	△ 5,018
諸謝金	8,339	8,951	△ 612
旅費交通費	394	676	△ 282
消耗品費	4,966	6,173	△ 1,207
燃料費	1,331	1,482	△ 151
会議費	215	216	△ 1
印刷製本費	985	1,139	△ 154
光熱水料費	61,299	62,272	△ 973
修繕費	2,633	2,643	△ 10
医薬材料費	24	28	△ 4
通信運搬費	2,282	2,375	△ 93
減価償却費	11,694	852	10,842

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
手数料	2,835	2,320	515
保険料	1,829	1,844	△ 15
委託費	61,014	61,564	△ 550
賃借料	10,041	20,794	△ 10,753
負担金	272	283	△ 11
広告料	50	300	△ 250
租税公課	29,962	31,271	△ 1,309
管理費	12,298	14,820	△ 2,522
人件費	10,215	12,681	△ 2,466
役員報酬	0	2,478	△ 2,478
給料	3,931	3,777	154
賃金	2,333	2,606	△ 273
職員手当	1,968	1,809	159
福利厚生	1,410	1,460	△ 50
賞与引当金繰入	573	551	22
管理経費	2,083	2,139	△ 56
旅費交通費	168	168	0
消耗品費	145	171	△ 26
会議費	5	6	△ 1
光熱水料費	1,701	1,728	△ 27
通信運搬費	64	66	△ 2
経常費用計	581,311	590,138	△ 8,827
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	50,000	50,000	0
指定正味財産期末残高	50,000	50,000	0
III 正味財産期末残高	50,000	50,000	0

一般財団法人奈良市総合財団の
事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人奈良市総合財団の事業計画を次のとおり報告する。

平成28年2月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 平成28年度事業計画書

平成28年度一般財団法人奈良市総合財団事業計画書

自 平成28年4月1日

至 平成29年3月31日

1. 事業方針

一般財団法人奈良市総合財団は、平成24年4月に統合した7つの財団法人の設立趣旨及び活動内容を踏まえ、それぞれが果たしてきた役割をより効率的・効果的に担っていくため、設立したものである。

統合した各財団法人が積み重ねてきた実績及び培ってきた知識・経験・技術を有する人材等の経営資源を戦略的に活用できる組織並びに多様化する市民ニーズに応える団体として、文化・スポーツ・武道の普及振興事業、「ならまち」・「都祁地域」の歴史・文化資産等を活用した地域振興事業及び中小企業勤労者に対する福祉事業を行い、もって文化の創造及び福祉の増進に寄与しようとするものである。

加えて、今後の指定管理者の選定については、更なる競争の激化が予想され、この競争に対応していくため、組織の活性化や事業運営の効率化・コスト削減等による競争力の強化を図るとともに、自律的な運営を目指すための経営基盤の強化に取り組む。

2. 事業内容

奈良市から指定管理者の指定を受けて実施する公の施設の管理運営事業、歴史・文化資産等を活用した地域振興事業等を行う。財団の活動内容、管理運営する各施設の設立趣旨等を踏まえ、「文化事業グループ」「スポーツ・武道事業グループ」「まちづくり振興事業グループ」の3グループ体制で事業を推進する。

【文化事業グループ】

国際文化観光都市奈良の文化の向上及び発信に努め、市民の美術鑑賞と創作活動の活性化による地域社会づくりに寄与するための事業を行う。また、地域経済の担い手である中小企業勤労者を対象に、福祉の向上と生活の安定を図るべく総合的な福祉事業を実施する。

・なら100年会館

奈良県内最大のホールという特色を生かし、有名アーティストのコンサート等、市民

に多様な鑑賞の機会を提供し、また、創造の場・創作拠点として様々なニーズに対応できる利用者のためのホールを目指す。

日本・中国・韓国の3つの国の3つの都市が、1年間にわたり文化プログラムを発信する「東アジア文化都市2016奈良市」において、奈良市の基幹事業として「万葉オペラ・ラボ公演」を開催するとともに、歴史、伝統、創造性を活かした「奈良の魅力再発見能楽普及事業」等を実施する。また、奈良の文化力向上に寄与する事業として若手演奏家の育成事業や、地元商店街等で開催する「まちなか万葉劇場」のほか、小学校へのオーケストラ出張授業等のアウトリーチ事業をはじめ多彩なワークショップを実施し、未来を担う子ども達に芸術の素晴らしさを知り、学び、体験する機会を提供する。

・奈良市美術館

奈良市教育委員会、奈良市美術家協会との共催による作品展や公募市展「なら」を開催する。また、大学等との連携協力事業として各種講座を開催する。

その他展示事業として、奈良の近代における美術や文化を発掘する「奈良を観る」をシリーズ企画し、第3回目として街中にある石碑に刻まれた書や書文化を高めた辻村史呂氏の作品を紹介する展覧会を開催する。さらに個人や店舗等で所有し広く人目に触れていない奈良の街に眠る名品（絵画、書、彫刻、写真等）を集めて紹介する展覧会を開催する。

・奈良市北部会館市民文化ホール

地域ににぎわいを生み出すことを目的に奈良大学と連携して「奈良の文化・歴史」をテーマにした市民公開講座の開催と平城ニュータウン文化協会等と連携して平城ニュータウンフェスタ2016を開催する。また、市民の豊かな交流活動を推進し、地域の方々の健康増進、交流の場とすることを目的に各種文化講座を開催する。そして、市民に文化芸術により親しんでいただくことを目的に多様な鑑賞の機会を提供し地域の文化芸術の振興を目指す。

・奈良市杉岡華邨書道美術館

展示作品を中心に列品解説講座や書道に関連した幅広い分野をテーマに講演する書道文化講座、初心者でもすぐに生かせる書道実技講座、子ども向けの筆書き体験コーナー、学芸員による作品解説会を開催する。また、平成26年度に発足した友の会会員の方々に展覧会等の情報発信をし、普及活動を行う。

展覧会事業については、企画展として関東を中心に活動する謙慎書道会から門流ごと

に紹介するシリーズ展の第3回目「謙慎の書③青山杉雨の門流 樽本樹邨と轟友会選抜展」と、「東アジア文化都市2016奈良市」に合わせ日中韓の書の歴史と交流をテーマとした展覧会を、杉岡華邨作品による館蔵品展とともに開催する。

・奈良市勤労者総合福祉センター

勤労者をはじめ広く市民を対象として、パソコン教室や社交ダンス講座等の各種教室を開催し、トレーニング指導を行う。

・勤労者福祉サービスセンター事業部門

市内の中小企業の事業所に対し、福祉事業の内容について広報を行い、会員加入の促進を行う。また、会員及びその家族を対象に、日帰りバスツアー等の福利厚生事業、会員の相互扶助を基本とした各種給付事業、健康管理事業及び貸付斡旋事業を行う。

(指定管理施設)

なら100年会館

奈良市美術館

奈良市北部会館市民文化ホール

奈良市杉岡華邨書道美術館

奈良市勤労者総合福祉センター

【スポーツ・武道事業グループ】

スポーツ・武道事業を開催してその普及振興を図り、青少年の健全育成、市民の心身の健全な発達に寄与するための事業を行う。

スポーツ普及振興事業として、競技スポーツを楽しむ競技の普及振興を図る事業や、各種プログラムサービスを提供することにより、健康維持・体力の向上に役立ち、生活習慣病の予防、改善に役立つ水中健康運動教室、ダンベル&健康運動教室等の事業を開催する。

武道普及振興事業として、剣道・柔道・槍術等、各種武道関連団体との連携、協力のもと、武道人口の裾野を広げるべく、マスメディア等広報を活用し武道教室、演武会の更なる発展、活性化を図る。

(指定管理施設)

奈良市緑ヶ丘球場

奈良市中央体育館

奈良市中央第二体育館

奈良市南部生涯スポーツセンター体育館
奈良市西部生涯スポーツセンター体育館
奈良市青山プール
奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール
奈良市柏木コート
奈良市黒谷コート
奈良市平城第一コート
奈良市平城第二コート
奈良市青山コート
奈良市佐保山コート
奈良市西部生涯スポーツセンターコート
奈良市南部生涯スポーツセンターコート
奈良市中央武道場
奈良市中央第二武道場
奈良市弓道場
奈良市柏木球技場
奈良市黒谷球技場
奈良市平城第一球技場
奈良市平城第二球技場
奈良市中ノ川球技場
奈良市奈良阪球技場
奈良市登美ヶ丘球技場
奈良市西部生涯スポーツセンター球技場
奈良市南部生涯スポーツセンター球技場
奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場
奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート
奈良市鴻ノ池相撲場
奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス

【まちづくり振興事業グループ】

なら・まほろば景観まちづくり条例に基づく奈良町都市景観形成地区を中心とした「な

らまち」において、地域文化を振興するとともに伝統的文化、芸能及び工芸を継承することにより、「ならまち」の活性化と市民文化の発展に寄与するための事業を行う。

また、都祁地域において、市民の文化芸術の振興及び都祁地域と市街地住民との交流促進に努め、生涯スポーツ宣言地域として各種クラブ団体等による幅広い施設利用を図り、地域の発展に寄与するための事業を行う。

・ならまち振興事業部門

文化振興、地域活性化及び広報啓発を目的として、講座・展示会・ならまちわらべうたフェスタ・伝統芸能鑑賞会・マップ制作等を実施する。また、受託事業として、ならまちナイトカルチャー・出前カルチャーを実施する。

・奈良市ならまちセンター

奈良公園一帯で開催されるイベントである「なら燈花会」の期間に合わせて野外で行う「ならまち篝火コンサート」、「正倉院展」に合わせた文化講演会「正倉院展見どころ講座」を開催する。また、奈良らしい音楽をテーマにした「ならまちコンサート」、奈良町落語館と共催で「ならまち落語会」、市民の方々の総合文化芸術祭として「ならまちいきいきフェスティバル」を開催する。

・奈良市音声館

奈良に伝わる“わらべうた”の伝承を行い、あらゆる世代を対象とした「ならまちわらべうた教室」を通年で開講する。また、奈良の歴史や文化の伝承として、創作ミュージカル「二月堂良弁杉」の定期公演をはじめ、奈良の民話子どもミュージカルや大型紙芝居、エントランスコンサートの定期公演を行う。

また、幼稚園・保育園へのわらべうた遊び指導講師派遣、大人と子どもが一緒に楽しめるコーラス教室や子ども邦楽教室・お茶教室を開催し、子どもたちに伝統文化や音楽を学ぶ場を提供する。

・なら工芸館

奈良伝統工芸の振興発展を図ることを目的として、奈良の工芸作家等との連携により、工芸作品の展示・販売・制作実演や子ども工芸体験教室、各種工芸教室を開催する。

また、奈良伝統工芸後継者育成事業にも取り組み、研修者の支援を行う。

平成28年度においては、日本工芸会近畿支部の協力を得て、第45回日本伝統工芸近畿展入選作品の中から、奈良市近隣在住の方々の作品を中心とした作品展を開催する。

・入江泰吉記念奈良市写真美術館

写真芸術に特化した国内でも数少ない写真専門の美術館としての役割を果たすため、入江泰吉の作品展のみならず国内外の著名な写真家やこれから世界で活躍が期待される若手写真家の作品展を開催する。また、奈良市との共催事業として「東アジア文化都市2016奈良市」の関連事業である「日中韓高校写真部展」や写真家・入江泰吉の功績を顕彰することを目的とした「第2回入江泰吉記念写真賞」を開催する。

写真の教育・普及活動として、「高畑デジタル写真倶楽部」をはじめ各種講座を開催する。また、県内高校写真部や万葉普及コンソーシアム（大阪府立大学・高岡市万葉歴史館との提携）等との連携事業を展開し、写真文化並びに入江泰吉作品の教育・普及に努める。

・入江泰吉旧居

写真家・入江泰吉のひととなりを知り得る事業を開催し、入江の功績を顕彰する。また入江泰吉記念奈良市写真美術館と協同し、暗室を利用した独自の事業や写真講座等のワークショップを開催する。さらに、奈良市きたまちの活動団体と連携し、地域の活性化や観光振興につながる事業を開催する。

・奈良市ならまち格子の家

ならまち観光の見所紹介等の案内業務及び「ならまちの歴史と町並み紹介」の常設展示、ならまち振興事業部門自主事業による伝統芸能鑑賞会やパネル展を実施し、奈良の町家の生活様式に直接触れる機会を観光客や市民に提供する。また、新規事業コンソーシアム企画展として物販や体験事業等を行う。さらに、ならまち店舗紹介、映像モニター等を用いてならまちの紹介映像やイベントの情報を常時提供できる事業を実施する。

・奈良市都祁交流センター等3施設（奈良市都祁体育館・奈良市都祁生涯スポーツセンター）

都祁地域の地域間・世代間交流事業として、野外体験事業「アウトドアしようぜ！第5弾・第6弾」を6月と8月に開催する。また、中高年者対象の健康づくり体験として、「都祁を歩く！」を開催する。講師指導の下、ウォーキング教室も交えながら改めて都祁の魅力を見出す。音楽の里づくり事業として、認定こども園へのアウトリーチや楽器体験のワークショップ・ファミリー向けミニコンサート等を開催する。

未就学の子ども達を対象に「おはなし会」（ブラックシアター、絵本や紙芝居の読み聞かせ、新刊紹介）を通年で開催する。

また、広報活動の一環として「施設だより」を発行する。

新規事業として、「懐かしの映画祭」を開催する。市内には、映画館がないということで、地域の高齢者の方を対象にした映画を安価で上映するとともに、当センターの利用促進を図り、互いの交流をさらに深めて頂けるよう推進する。

(指定管理施設)

奈良市ならまちセンター

奈良市音声館

なら工藝館

入江泰吉記念奈良市写真美術館

入江泰吉旧居

奈良市ならまち格子の家

奈良市都祁交流センター

奈良市都祁体育館

奈良市都祁生涯スポーツセンターコート

奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場

奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート

奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス

収 支 予 算 書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	50	45	5	
基本財産受取利息	50	45	5	
② 特定資産運用益	14	14	0	
特定資産受取利息	14	14	0	
③ 受取入会金	205	205	0	
受取入会金	205	205	0	
④ 受取会費	39,882	39,885	△ 3	
受取会費	39,882	39,885	△ 3	
⑤ 事業収益	178,644	146,560	32,084	
入場料収益	51,194	36,038	15,156	
観覧料収益	306	2,180	△ 1,874	
共催金収益	0	8,948	△ 8,948	
受講料収益	93,359	82,924	10,435	
出品料収益	1,200	750	450	
協賛金収益	500	2,605	△ 2,105	
参加費収益	1,390	1,865	△ 475	
普及事業収益	485	420	65	
小売業収益	5,640	8,921	△ 3,281	
受取手数料	5,251	1,509	3,742	
事業受託収益	10,000	0	10,000	
共催事業管理収益	8,515	0	8,515	
その他収益	804	400	404	
⑥ 受取補助金等	1,404,099	1,412,660	△ 8,561	
受取指定管理料	1,267,108	1,260,800	6,308	
受取地方公共団体補助金	129,384	141,860	△ 12,476	
事業受託収益	3,857	7,450	△ 3,593	
受取国庫助成金	2,700	0	2,700	
受取民間助成金	1,050	2,550	△ 1,500	
⑦ 受取負担金	37,803	35,095	2,708	
受取負担金	37,803	35,095	2,708	
⑧ 雑収益	4,125	5,253	△ 1,128	
受取利息	61	52	9	
雑収益	1,064	1,001	63	
運営協力金等収益	3,000	4,200	△ 1,200	
経常収益計	1,664,822	1,639,717	25,105	

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費	1,603,352	1,581,424	21,928	
役員報酬	0	96	△ 96	
給料手当	529,139	527,541	1,598	
臨時雇賃金	38,822	34,780	4,042	
福利厚生費	102,064	94,046	8,018	
旅費交通費	2,637	3,672	△ 1,035	
通信運搬費	10,644	9,966	678	
減価償却費	33	63	△ 30	
消耗什器備品費	2,382	1,951	431	
消耗品費	32,589	32,931	△ 342	
修繕費	11,648	11,864	△ 216	
印刷製本費	16,137	20,892	△ 4,755	
燃料費	2,606	2,611	△ 5	
光熱水料費	285,187	286,167	△ 980	
賃借料	31,873	33,374	△ 1,501	
保険料	8,320	8,400	△ 80	
諸謝金	54,620	59,356	△ 4,736	
租税公課	53,498	51,702	1,796	
支払負担金	4,017	4,021	△ 4	
支払助成金	70,110	69,052	1,058	
委託費	329,138	312,121	17,017	
会議費	315	317	△ 2	
支払手数料	8,454	8,170	284	
広告宣伝費	2,657	3,726	△ 1,069	
仕入	3,714	1,395	2,319	
原材料費	1,085	1,229	△ 144	
医薬材料費	1,357	1,421	△ 64	
雑費	306	560	△ 254	
② 管理費	62,609	74,795	△ 12,186	
役員報酬	7,267	12,720	△ 5,453	
給料手当	39,055	44,159	△ 5,104	
福利厚生費	8,823	10,038	△ 1,215	
旅費交通費	16	55	△ 39	
通信運搬費	466	324	142	
減価償却費	0	20	△ 20	
消耗品費	410	406	4	
修繕費	50	50	0	
燃料費	46	39	7	
賃借料	3,693	3,744	△ 51	
保険料	7	7	0	

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
諸謝金	785	710	75	
租税公課	136	170	△ 34	
支払負担金	223	462	△ 239	
委託費	1,456	1,712	△ 256	
支払手数料	176	179	△ 3	
経常費用計	1,665,961	1,656,219	9,742	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,139	△ 16,502	15,363	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 1,139	△ 16,502	15,363	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 1,139	△ 16,502	15,363	
当期一般正味財産増減額	△ 1,139	△ 16,502	15,363	
一般正味財産期首残高	85,790	68,239	17,551	
一般正味財産期末残高	84,651	51,737	32,914	
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額	0	0	0	
一般正味財産への振替額	0	0	0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,004	86,004	0	
指定正味財産期末残高	86,004	86,004	0	
III 正味財産期末残高	170,655	137,741	32,914	

予 定 貸 借 対 照 表

平成29年3月31日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	102,426	101,776	650	
現金	1,630	1,620	10	
普通預金	100,796	100,156	640	
未収金	439	439	0	
前払金	5,798	6,163	△ 365	
商品	3,570	4,053	△ 483	
たな卸資産	0	1,415	△ 1,415	
立替金	170	170	0	
流動資産合計	112,403	114,016	△ 1,613	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	50,000	50,000	0	
基本財産合計	50,000	50,000	0	
(2) 特定資産				
減価償却引当預金	2,828	2,795	33	
書道芸術振興積立金	37,286	38,131	△ 845	
永年在会給付事業積立預金	16,730	20,316	△ 3,586	
運営基金積立準備預金	7,187	6,982	205	
共済事業引当預金	2,540	3,152	△ 612	
記念事業費積立預金	8,089	8,089	0	
特定資産合計	74,660	79,465	△ 4,805	
(3) その他の固定資産				
車両運搬具	0	33	△ 33	
什器備品	0	0	0	
その他固定資産合計	0	33	△ 33	
固定資産合計	124,660	129,498	△ 4,838	
資産合計	237,063	243,514	△ 6,451	
II 負債の部				
1. 流動負債				
前受金	2,070	2,070	0	
未払金	59,569	64,876	△ 5,307	
預り金	4,769	4,774	△ 5	
流動負債合計	66,408	71,720	△ 5,312	
2. 固定負債				
固定負債合計	0	0	0	
負債合計	66,408	71,720	△ 5,312	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄付金	86,004	86,004	0	
指定正味財産合計	86,004	86,004	0	
(うち基本財産への充当額)	(50,000)	(50,000)	(0)	
(うち特定資産への充当額)	(36,004)	(36,004)	(0)	
2. 一般正味財産				
(うち特定資産への充当額)	84,651	85,790	△ 1,139	
(うち特定資産への充当額)	(38,656)	(43,461)	(△ 4,805)	
正味財産合計	170,655	171,794	△ 1,139	
負債及び正味財産合計	237,063	243,514	△ 6,451	

予定正味財産増減計算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	50	45	5	
基本財産受取利息	50	45	5	
② 特定資産運用益	14	13	1	
特定資産受取利息	14	13	1	
③ 受取入会金	205	205	0	
受取入会金	205	205	0	
④ 受取会費	39,882	39,846	36	
受取会費	39,882	39,846	36	
⑤ 事業収益	178,644	116,964	61,680	
入場料収益	51,194	9,392	41,802	
観覧料収益	306	1,852	△ 1,546	
共催金収益	0	11,957	△ 11,957	
受講料収益	93,359	77,303	16,056	
出品料収益	1,200	750	450	
協賛金収益	500	2,580	△ 2,080	
参加費収益	1,390	1,711	△ 321	
普及事業収益	485	655	△ 170	
小売業収益	5,640	7,880	△ 2,240	
受取手数料	5,251	1,816	3,435	
事業受託収益	10,000	0	10,000	
共催事業管理収益	8,515	0	8,515	
その他収益	804	1,068	△ 264	
⑥ 受取補助金等	1,404,099	1,420,283	△ 16,184	
受取指定管理料	1,267,108	1,264,800	2,308	
受取地方公共団体補助金	129,384	142,553	△ 13,169	
事業受託収益	3,857	8,569	△ 4,712	
受取国庫助成金	2,700	0	2,700	
受取民間助成金	1,050	4,361	△ 3,311	
⑦ 受取負担金	37,803	37,095	708	
受取負担金	37,803	37,095	708	
⑧ 雑収益	4,125	4,578	△ 453	
受取利息	61	52	9	
雑収益	1,064	1,526	△ 462	
運営協力金等収益	3,000	3,000	0	
経常収益計	1,664,822	1,619,029	45,793	

科 目	当 年 度	前 年 度	增 減	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費	1,603,352	1,537,132	66,220	
給料手当	529,139	524,718	4,421	
臨時雇賃金	38,822	41,718	△ 2,896	
福利厚生費	102,064	94,798	7,266	
旅費交通費	2,637	2,523	114	
通信運搬費	10,644	10,073	571	
減価償却費	33	62	△ 29	
消耗什器備品費	2,382	1,412	970	
消耗品費	32,589	27,052	5,537	
修繕費	11,648	16,957	△ 5,309	
印刷製本費	16,137	15,954	183	
燃料費	2,606	2,650	△ 44	
光熱水料費	285,187	279,975	5,212	
賃借料	31,873	30,350	1,523	
保険料	8,320	8,071	249	
諸謝金	54,620	52,744	1,876	
租税公課	53,498	56,097	△ 2,599	
支払負担金	4,017	8,039	△ 4,022	
支払助成金	70,110	67,324	2,786	
委託費	329,138	281,078	48,060	
会議費	315	273	42	
支払手数料	8,454	6,095	2,359	
広告宣伝費	2,657	3,329	△ 672	
仕入	3,714	2,874	840	
原材料費	1,085	1,229	△ 144	
医薬材料費	1,357	1,421	△ 64	
雑費	306	316	△ 10	
② 管理費	62,609	74,795	△ 12,186	
役員報酬	7,267	12,720	△ 5,453	
給料手当	39,055	44,159	△ 5,104	
福利厚生費	8,823	10,038	△ 1,215	
旅費交通費	16	55	△ 39	
通信運搬費	466	324	142	
減価償却費	0	20	△ 20	
消耗品費	410	406	4	
修繕費	50	50	0	
燃料費	46	39	7	
賃借料	3,693	3,744	△ 51	
保険料	7	7	0	
諸謝金	785	710	75	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
租税公課	136	170	△ 34	
支払負担金	223	462	△ 239	
委託費	1,456	1,712	△ 256	
支払手数料	176	179	△ 3	
経常費用計	1,665,961	1,611,927	54,034	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,139	7,102	△ 8,241	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 1,139	7,102	△ 8,241	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 1,139	7,102	△ 8,241	
当期一般正味財産増減額	△ 1,139	7,102	△ 8,241	
一般正味財産期首残高	85,790	78,688	7,102	
一般正味財産期末残高	84,651	85,790	△ 1,139	
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額	0	0	0	
一般正味財産への振替額	0	0	0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,004	86,004	0	
指定正味財産期末残高	86,004	86,004	0	
III 正味財産期末残高	170,655	171,794	△ 1,139	

平成28年度奈良市一般会計予算

平成28年度奈良市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ128,600,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、26,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 市 税		51,857,870 ^{千円}
	1. 市 民 税	25,946,813
	2. 固 定 資 産 税	19,303,301
	3. 軽 自 動 車 税	575,926
	4. 市 た ば こ 税	1,816,029
	5. 特 別 土 地 保 有 税	194
	6. 入 湯 税	6,865
	7. 事 業 所 税	962,165
	8. 都 市 計 画 税	3,246,577
2. 地 方 譲 与 税		820,000
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	250,000
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	570,000
3. 利 子 割 交 付 金		150,000
	1. 利 子 割 交 付 金	150,000
4. 配 当 割 交 付 金		900,000
	1. 配 当 割 交 付 金	900,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		850,000
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	850,000
6. 地 方 消 費 税 交 付 金		5,900,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	5,900,000
7. ゴルフ場利用税交付金		300,000
	1. ゴルフ場利用税交付金	300,000

款	項	金 額
8. 自動車取得税交付金		180,000 ^{千円}
	1. 自動車取得税交付金	180,000
9. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		3,319
	1. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	3,319
10. 地方特例交付金		230,000
	1. 地方特例交付金	230,000
11. 地方交付税		14,200,000
	1. 地方交付税	14,200,000
12. 交通安全対策特別交付金		50,000
	1. 交通安全対策特別交付金	50,000
13. 分担金及び負担金		1,449,593
	1. 分 担 金	450
	2. 負 担 金	1,449,143
14. 使用料及び手数料		2,330,634
	1. 使 用 料	1,650,501
	2. 手 数 料	680,133
15. 国庫支出金		23,859,647
	1. 国庫負担金	19,239,817
	2. 国庫補助金	3,067,420
	3. 国庫委託金	121,008
	4. 国庫交付金	1,431,402

款	項	金 額
16. 県 支 出 金		7,323,955 ^{千円}
	1. 県 負 担 金	5,536,090
	2. 県 補 助 金	1,500,794
	3. 県 委 託 金	211,026
	4. 県 交 付 金	76,045
17. 財 産 収 入		217,736
	1. 財 産 運 用 収 入	112,466
	2. 財 産 売 払 収 入	105,270
18. 寄 附 金		302,700
	1. 寄 附 金	302,700
19. 繰 入 金		1,336,966
	1. 基 金 繰 入 金	1,336,966
20. 諸 収 入		3,368,480
	1. 延滞金・加算金及び過料	200,001
	2. 預 金 利 子	2,210
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	1,329,414
	4. 雑 入	1,836,855
21. 市 債		12,969,100
	1. 市 債	12,969,100
歳 入 合 計		128,600,000

歳 出

款	項	金 額
1. 議 会 費		701,220 ^{千円}
	1. 議 会 費	701,220
2. 総 務 費		14,897,323
	1. 総 務 管 理 費	10,906,913
	2. 企 画 費	1,843,402
	3. 徴 税 費	1,341,713
	4. 戸 籍 台 帳 民 費	509,881
	5. 選 挙 費	180,523
	6. 統 計 調 査 費	39,701
	7. 監 査 委 員 費	75,190
3. 民 生 費		55,976,265
	1. 社 会 福 祉 費	25,190,301
	2. 児 童 福 祉 費	17,391,489
	3. 生 活 保 護 費	13,186,359
	4. 国 民 年 金 事 務 費	208,116
4. 衛 生 費		11,184,448
	1. 保 健 衛 生 費	1,882,067
	2. 保 健 所 費	1,839,877
	3. 清 掃 費	6,778,018
	4. 上 水 道 費	684,486
5. 労 働 費		114,545
	1. 労 働 諸 費	114,545

款	項	金 額
6. 農 林 水 産 業 費		501,569 ^{千円}
	1. 農 林 費	501,569
7. 商 工 費		1,577,135
	1. 商 工 費	1,577,135
8. 観 光 費		977,752
	1. 観 光 費	977,752
9. 土 木 費		9,585,795
	1. 土 木 管 理 費	96,930
	2. 道 路 橋 梁 費	2,572,827
	3. 河 川 費	286,697
	4. 都 市 計 画 費	4,099,996
	5. 下 水 道 費	1,928,921
	6. 住 宅 費	600,424
10. 消 防 費		3,839,467
	1. 消 防 費	3,839,467
11. 教 育 費		11,239,678
	1. 教 育 総 務 費	2,587,402
	2 小 学 校 費	2,188,874
	3. 中 学 校 費	674,760
	4. 高 等 学 校 費	972,050
	5. 幼 稚 園 費	979,744
	6. 社 会 教 育 費	1,352,182
	7. 保 健 体 育 費	2,484,666

款	項	金 額
12. 災 害 復 旧 費		39,000 ^{千円}
	1. 農 林 水 産 業 施 設 費 災 害 復 旧 費	7,000
	2. 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	32,000
13. 公 債 費		17,852,803
	1. 公 債 費	17,852,803
14. 諸 支 出 金		63,000
	1. 地 元 公 共 事 業 基 金	60,000
	2. 財 政 調 整 基 金	2,000
	3. 減 債 基 金	1,000
15. 予 備 費		50,000
	1. 予 備 費	50,000
歲 出 合 計		128,600,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
人事課事務業務委託	平成28年度から 平成31年度まで	千円 165,000
税額通知書印刷等経費	平成28年度から 平成29年度まで	11,000
税外債権回収等業務委託	平成28年度から 平成30年度まで	17,860
児童手当業務委託	平成28年度から 平成33年度まで	145,000
こども園による給食用物資購入経費	平成28年度から 平成29年度まで	2,000
保育園による給食用物資購入経費	平成28年度から 平成29年度まで	3,600
がん検診受診券印刷等経費	平成28年度から 平成29年度まで	3,500
指定管理者による奈良市立興東診療所の 管理に要する経費	平成28年度から 平成30年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
新斎苑アドバイザー業務委託	平成28年度から 平成29年度まで	23,000
大和西大寺駅自由通路整備及び駅舎補償	平成28年度から 平成32年度まで	1,254,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等施設整備事業	千円 172,400	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
文化振興施設整備事業	32,900	〃	〃	〃
スポーツ施設整備事業	10,000	〃	〃	〃
福祉施設整備事業	147,900	〃	〃	〃
保健衛生施設整備事業	92,500	〃	〃	〃
清掃施設整備事業	822,100	〃	〃	〃
土地基盤整備事業	8,900	〃	〃	〃
観光施設整備事業	61,600	〃	〃	〃
道路事業	1,357,600	〃	〃	〃
河川事業	147,500	〃	〃	〃
都市計画事業	910,400	〃	〃	〃
公営住宅建設事業	162,100	〃	〃	〃
消防施設整備事業	113,600	〃	〃	〃
義務教育施設整備事業	1,140,100	〃	〃	〃
高等学校施設整備事業	27,000	〃	〃	〃
幼稚園施設整備事業	299,500	〃	〃	〃
社会教育施設整備事業	77,400	〃	〃	〃
災害復旧事業	35,600	〃	〃	〃
退職手当	1,350,000	〃	〃	〃
臨時財政対策	6,000,000	〃	〃	〃
計	12,969,100			

平成28年度奈良市住宅新築資金等
貸付金特別会計予算

平成28年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 諸収入		16,700 ^{千円}
	1. 雑収入	16,700
歳入合計		16,700

歳出

款	項	金額
1. 住宅新築資金等貸付事業費		6,432 ^{千円}
	1. 総務管理費	6,432
2. 公債費		10,268
	1. 公債費	10,268
歳出合計		16,700

平成28年度奈良市国民健康保険 特別会計予算

平成28年度奈良市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,700,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

平成28年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 国民健康保険料		8,571,768 ^{千円}
	1. 国民健康保険料	8,571,768
2. 使用料及び手数料		120
	1. 手 数 料	120
3. 国 庫 支 出 金		8,944,054
	1. 国 庫 負 担 金	6,757,890
	2. 国 庫 補 助 金	2,186,164
4. 療養給付費交付金		1,305,978
	1. 療養給付費交付金	1,305,978
5. 前期高齢者交付金		11,007,013
	1. 前期高齢者交付金	11,007,013
6. 県 支 出 金		1,945,075
	1. 県 負 担 金	263,351
	2. 県 補 助 金	1,681,724
7. 共同事業交付金		9,068,000
	1. 共同事業交付金	9,068,000
8. 財 産 収 入		1,000
	1. 財 産 運 用 収 入	1,000
9. 繰 入 金		2,795,931
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	2,795,931
10. 諸 収 入		61,061
	1. 延滞金及び過料	61

款	項	金額
	2. 雑入	56,200 ^{千円}
	3. 療養費等指定公費返還金	4,800
歳入合計		43,700,000

歳出

款	項	金額
1. 総務費		343,236 ^{千円}
	1. 総務管理費	267,168
	2. 賦課徴収費	75,346
	3. 運営協議会費	722
2. 保険給付費		26,958,894
	1. 給付諸費	26,958,894
3. 老人保健拠出金		1,300
	1. 老人保健拠出金	1,300
4. 後期高齢者支援金等		5,150,405
	1. 後期高齢者支援金等	5,150,405
5. 前期高齢者納付金等		5,168
	1. 前期高齢者納付金等	5,168
6. 介護納付金		1,780,000
	1. 介護納付金	1,780,000
7. 共同事業拠出金		9,068,030
	1. 共同事業拠出金	9,068,030
8. 保健事業費		330,667

款	項	金額
	1. 特定健康診査等事業費	273,568 ^{千円}
	2. 保健事業費	57,099
9. 基金積立金		1,000
	1. 基金積立金	1,000
10. 公債費		15,000
	1. 公債費	15,000
11. 諸支出金		45,800
	1. 還付及び還付加算金	41,000
	2. 療養費等指定公費立替金	4,800
12. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳出合計		43,700,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事	項	期間	限度額
国民健康保険証印刷等経費		平成28年度から平成29年度まで	6,300 ^{千円}
国民健康保険料通知書印刷等経費		平成28年度から平成29年度まで	5,000
特定健康診査受診券印刷等経費		平成28年度から平成29年度まで	2,000

平成28年度奈良市土地区画 整理事業特別会計予算

平成28年度奈良市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,434,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成28年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 国 庫 支 出 金		172,548 ^{千円}
	1. 国 庫 交 付 金	172,548
2. 保 留 地 処 分 金 収 入		30,000
	1. 保 留 地 処 分 金 収 入	30,000
3. 繰 入 金		866,584
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	866,584
4. 諸 収 入		768
	1. 雑 入	768
5. 市 債		364,100
	1. 市 債	364,100
歳 入 合 計		1,434,000

歳 出

款	項	金 額
1. 西 大 寺 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費		377,000 ^{千円}
	1. 西 大 寺 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費	377,000
2. J R 奈 良 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費		315,500
	1. J R 奈 良 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費	315,500
3. 公 債 費		741,500
	1. 公 債 費	741,500
歳 出 合 計		1,434,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
大和西大寺駅自由通路整備及び駅舎補償	平成28年度から 平成32年度まで	千円 4,675,000

第3表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
西大寺駅南地区 土地区画整理事業	千円 196,800	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
J R 奈良駅南地区 土地区画整理事業	167,300	〃	〃	〃
計	364,100			

平成28年度奈良市市街地再開発
事業特別会計予算

平成28年度奈良市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ233,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 繰入金		233,400 ^{千円}
	1. 一般会計繰入金	233,400
歳入合計		233,400

歳出

款	項	金額
1. 公債費		233,400 ^{千円}
	1. 公債費	233,400
歳出合計		233,400

平成28年度奈良市公共用地
取得事業特別会計予算

平成28年度奈良市の公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ322,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 繰 入 金		322,400 ^{千円}
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	322,400
歳 入 合 計		322,400

歳 出

款	項	金 額
1. 公 債 費		322,400 ^{千円}
	1. 公 債 費	322,400
歳 出 合 計		322,400

平成28年度奈良市駐車場事業
特別会計予算

平成28年度奈良市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ287,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 使用料及び手数料		100,275 <small>千円</small>
	1. 使用料	100,275
2. 繰入金		186,914
	1. 一般会計繰入金	186,914
3. 諸収入		311
	1. 雑収入	311
歳入合計		287,500

歳 出

款	項	金 額
1. 駐車場事業費		122,500 <small>千円</small>
	1. 駐車場費	122,500
2. 公債費		165,000
	1. 公債費	165,000
歳出合計		287,500

平成28年度奈良市介護保険 特別会計予算

平成28年度奈良市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,215,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成28年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 保 険 料		6,328,101 ^{千円}
	1. 介 護 保 険 料	6,328,101
2. 国 庫 支 出 金		6,089,387
	1. 国 庫 負 担 金	4,954,082
	2. 国 庫 補 助 金	1,135,305
3. 支 払 基 金 交 付 金		7,622,008
	1. 支 払 基 金 交 付 金	7,622,008
4. 県 支 出 金		3,940,020
	1. 県 負 担 金	3,860,568
	2. 県 補 助 金	79,452
5. 財 産 収 入		4,288
	1. 財 産 運 用 収 入	4,288
6. 繰 入 金		4,223,243
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	4,157,558
	2. 基 金 繰 入 金	65,685
7. 諸 収 入		7,953
	1. 雑 入	7,953
歳 入 合 計		28,215,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		629,829 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	312,035
	2. 賦 課 徴 収 費	23,023
	3. 介 護 認 定 審 査 会 費	294,771
2. 保 険 給 付 費		27,122,000
	1. 介 護 サービス等諸費	27,122,000
3. 地 域 支 援 事 業 費		446,583
	1. 介 護 予 防 事 業 費	102,845
	2. 包 括 的 支 援 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費	343,738
4. 基 金 積 立 金		4,288
	1. 基 金 積 立 金	4,288
5. 諸 支 出 金		12,300
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	12,300
歳 出 合 計		28,215,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
特定高齢者把握業務委託	平成28年度から 平成33年度まで	297,000 ^{千円}
包括的支援業務委託	平成28年度から 平成33年度まで	1,248,000

平成28年度奈良市母子父子寡婦
福祉資金貸付金特別会計予算

平成28年度奈良市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 繰 入 金		516 ^{千円}
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	516
2. 繰 越 金		3,677
	1. 繰 越 金	3,677
3. 諸 収 入		26,807
	1. 貸 付 金 元 利 収 入	26,607
	2. 雑 入	200
歳 入 合 計		31,000

歳 出

款	項	金 額
1. 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費		31,000 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	838
	2. 貸 付 金	30,162
歳 出 合 計		31,000

平成28年度奈良市針テラス 事業特別会計予算

平成28年度奈良市の針テラス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ90,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 使用料及び手数料		90,000 <small>千円</small>
	1. 使 用 料	90,000
歳 入 合 計		90,000

歳 出

款	項	金 額
1. 針テラス事業費		200 <small>千円</small>
	1. 針テラス事業費	200
2. 公 債 費		89,800
	1. 公 債 費	89,800
歳 出 合 計		90,000

平成28年度奈良市後期高齢者医療 特別会計予算

平成28年度奈良市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,604,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成28年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 後期高齢者医療保険料		4,506,221 ^{千円}
	1. 後期高齢者医療保険料	4,506,221
2. 使用料及び手数料		3
	1. 手 数 料	3
3. 繰 入 金		897,242
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	897,242
4. 繰 越 金		25,000
	1. 繰 越 金	25,000
5. 諸 収 入		175,534
	1. 延滞金・加算金及び過料	300
	2. 償還金及び還付加算金	8,000
	3. 雑 入	167,234
歳 入 合 計		5,604,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		52,768 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	40,300
	2. 徴 収 費	12,468
2. 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		5,383,999
	1. 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金	5,383,999
3. 保 健 事 業 費		167,233
	1. 健 康 保 持 増 進 事 業 費	167,233
歳 出 合 計		5,604,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料通知書印刷等経費	平成28年度から 平成29年度まで	3,000 ^{千円}
後期高齢者健康診査受診券印刷等経費	平成28年度から 平成29年度まで	1,500

奈良市建築審査会条例の一部改正について

奈良市建築審査会条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市建築審査会条例の一部を改正する条例

奈良市建築審査会条例（昭和49年奈良市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第5号中「外」を「ほか」に改め、同条第2項中「えない」を「得ない」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の改正に伴い、委員の任期に係る規定を追加するほか、所要の文言の整理を行おうとするものである。

奈良市行政不服審査法施行条例の制定について

奈良市行政不服審査法施行条例を次のように制定しようとする。

平成28年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市行政不服審査法施行条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 奈良市行政不服審査会（第3条－第10条）

第3章 条例等に基づく処分に係る審理手続（第11条・第12条）

第4章 提出書類等の写しの交付の手数料（第13条－第16条）

第5章 雑則（第17条）

第6章 罰則（第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）

第81条第1項の規定に基づき設置する奈良市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営、審査請求に係る手数料その他不服申立てに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、特別の定めがある場合を除くほか、法で使用する用語の例による。

第2章 奈良市行政不服審査会

（組織）

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 弁護士その他専門的知識を有する者

(2) 学識経験者

(3) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査審議手続の非公開)

第7条 審査会の調査審議の手続は、非公開とする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(その他運営に関する事項)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第3章 条例等に基づく処分に係る審理手続

(弁明書の提出)

第11条 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、法第29条第3項第1号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

(1) 奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号）第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書

(2) 奈良市行政手続条例第27条第1項に規定する弁明書
（審査請求人等による提出書類等の閲覧等）

第12条 審査請求人又は参加人は、法第41条第1項又は第2項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等（前条各号に掲げる書面をいう。この項及び次項並びに次条において同じ。）の閲覧又は提出書類等の写しの交付を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審理員は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審理員が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審理員は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 審査庁が法第9条第1項第3号に掲げる委員会若しくは委員若しくは機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合における前3項の規定の適用については、これらの規定中「審理員」とあるのは、「審査庁」と読み替えるものとする。

5 第1項の規定による交付を受ける者は、次条に定める手数料を納めなければならない。

第4章 提出書類等の写しの交付の手数料

（手数料の額）

第13条 前条第1項の規定による提出書類等の写しの交付、法第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律において引用し、又は準用する場合を含む。第15条において同じ。）の規定による法第29条第4項各号に掲げる書面若しくは法第32条第1項若しくは第2項若しくは第33条の規定により提出された書類その他の物件の写し（電磁的記録に記録された事項を記載した書面を含む。以下同じ。）の交付又は法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項の規定による主張書面若しくは資料の写しの交付に係る手数料（以下「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、

両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

- (1) 用紙に白黒で複写し、又は出力したもの 用紙1枚につき10円
- (2) 用紙にカラーで複写し、又は出力したもの 用紙1枚につき30円

(手数料の納付時期)

第14条 手数料は、写しの交付の際納付しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(手数料の減免)

第15条 手数料は、第12条第1項、法第38条第1項又は法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項の規定により写しの交付を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、減免することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている者
- (2) その他特に必要があると認められる者

(手数料の還付)

第16条 既納の手数料は、還付しない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

第5章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

第6章 罰則

(罰則)

第18条 第8条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条第2項の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行

の日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

(提案理由)

行政不服審査法の全部改正に伴い、新たに設置することとなった奈良市行政不服審査会の組織及び運営、審査請求に係る提出書類等の写しの交付の手数料その他同法の施行について必要な事項を定めるものである。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定しようとする。

平成28年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(奈良市行政手続条例の一部改正)

第1条 奈良市行政手続条例(平成11年奈良市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「、異議申立て」及び「、決定」を削る。

(奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年奈良市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第24条の3第4項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条」に改める。

(奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市職員の退職手当に関する条例(昭和59年奈良市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第15条第4項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項」に改め

る。

(奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部改正)

第5条 奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例（昭和58年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

3 第1項の処分についてなされた行政不服審査法（平成26年法律第68号）による不服申立てについては、同法第9条第1項の規定は、適用しない。

(奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第6条 奈良市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第26条（見出しを含む。）中「異議申立」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

行政不服審査法の全部改正に伴い、関係条例について、文言の整備等所要の改正を行うとするものである。

奈良市情報公開条例等の一部改正について

奈良市情報公開条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成28年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市情報公開条例等の一部を改正する条例

(奈良市情報公開条例の一部改正)

第1条 奈良市情報公開条例(平成19年奈良市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第18条及び第19条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る不服申立てについては、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服申立てがあったときは、審査庁(不服申立てがされた行政庁をいう。以下この章において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、奈良市情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、不服申立ての全部を認容し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとする場合(当該行政文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章及び次章において同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

4 第1項の規定により諮問をした審査庁は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、同項の不服申立てに対する裁決を行わなければならない。

第20条各号列記以外の部分中「次の」の次に「各号の」を加え、「決定又は」を削り、同条第1号中「決定又は」を削り、同条第2号中「係る開示決定等」の次に「（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を加え、「当該開示決定等」を「当該不服申立て」に改め、「決定又は」を削る。

第21条第1項中「第18条第1項」を「第19条第1項」に改める。

第22条第1項中「第18条第1項」を「第19条第1項」に、「諮問実施機関」を「処分庁等（開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る実施機関をいう。以下この章において同じ。）」に改め、同条第2項中「諮問実施機関」を「処分庁等」に改め、同条第3項中「第18条第1項」を「第19条第1項」に、「諮問実施機関」を「処分庁等」に改め、同条第4項中「諮問実施機関」を「処分庁等」に改める。

第25条を次のように改める。

（提出資料等の閲覧等）

第25条 不服申立人等は、不服申立てに係る事件の調査審議が終結するまでの間、審査会に対し、第22条第3項若しくは第4項又は前条の規定により審査会に提出された意見書又は資料（以下「提出資料等」という。）の閲覧（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の閲覧）又は当該提出資料等の写しの交付（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出資料等の提出人の意見を聴くものとする。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付を受ける不服申立人又は参加人は、奈良市行政不服審査法施行条例（平成28年奈良市条例第 号。以下「審査法施行条例」という。）の例により手数料を納めなければならない。

5 審査会は、審査法施行条例の例により前項の手数料を減免することができる。

第26条及び第27条中「第18条第1項」を「第19条第1項」に改める。

（奈良市個人情報保護条例の一部改正）

第2条 奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第40条及び第41条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第40条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（審議会への諮問等）

第41条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服申立てがあったときは、審査庁（不服申立てがされた行政庁をいう。以下この節において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、奈良市個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、不服申立ての全部を認容し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）

(3) 裁決で、不服申立ての全部を認容し、当該不服申立てに係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、不服申立ての全部を認容し、当該不服申立てに係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この節及び次章において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

4 第1項の規定により諮問をした審査庁は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、同項の不服申立てに対する裁決を行わなければならない。

第42条各号列記以外の部分中「次の」の次に「各号の」を加え、「決定又は」を削り、同条第1号中「決定又は」を削り、同条第2号中「係る開示決定等」の次に「（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を加え、「当該開示決定等」を「当該不服申立て」に改め、「決定又は」を削る。

第44条第1項中「第40条第1項」を「第41条第1項」に、「諮問実施機関」を「処分庁等（開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る実施機関をいう。以下この章において同じ。）」に改め、同条第2項中「諮問実施機関」を「処分庁等」に改め、同条第3項中「第40条第1項」を「第41条第1項」に、「諮問実施機関」を「処分庁等」に改め、同条第4項中「諮問実施機関」を「処分庁等」に改める。

第47条を次のように改める。

（提出資料等の閲覧等）

第47条 不服申立人等は、不服申立てに係る事件の調査審議が終結するまでの間、審議会に対し、第44条第3項若しくは第4項又は前条の規定により審議会に提出された意見書又は資料（以下「提出資料等」という。）の閲覧（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の閲覧）又は当該提出資料等の写しの交付（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付）を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審議会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出資料等の提出人の意見を聴くものとする。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審議会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付を受ける不服申立人又は参加人は、奈良市行政不服審査法施行条例（平成28年奈良市条例第 号。以下「審査法施行条例」という。）の例により手数料を納めなければならない。

5 審議会は、審査法施行条例の例により前項の手数料を減免することができる。

第48条及び第49条中「第40条第1項」を「第41条第1項」に改める。

（奈良市特定個人情報保護条例の一部改正）

第3条 奈良市特定個人情報保護条例（平成27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第41条及び第42条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第41条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（審議会への諮問等）

第42条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服申立てがあったときは、審査庁（不服申立てがされた行政庁をいう。以下この節において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、個人情報保護条例第43条に規定する奈良市個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、不服申立ての全部を認容し、当該不服申立てに係る保有特定個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有特定個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）

(3) 裁決で、不服申立ての全部を認容し、当該不服申立てに係る保有特定個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、不服申立ての全部を認容し、当該不服申立てに係る保有特定個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この節において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る保有特定個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

4 第1項の規定により諮問をした審査庁は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、同項の不服申立てに対する裁決を行わなければならない。

第43条各号列記以外の部分及び第1号中「決定又は」を削り、同条第2号中「係る開示決定等」の次に「（開示請求に係る保有特定個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を加え、「当該開示決定等」を「当該不服申立て」に改め、「決定又は」を削る。

第44条中「第41条第1項」を「第42条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の奈良市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた開示決定等又は施行日以後にされた開示請求に係る不作為について適用し、施行日前にされた開示決定等又は施行日前にされた開示請求に係る不作為については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の奈良市個人情報保護条例の規定は、施行日以後にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は施行日以後にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について適用し、施行日前にされた開示決定

等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は施行日前にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為については、なお従前の例による。

- 4 第3条の規定による改正後の奈良市特定個人情報保護条例の規定は、施行日以後にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は施行日以後にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について適用し、施行日前にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は施行日前にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為については、なお従前の例による。

(奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

- 5 奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第11条」の次に「並びに奈良市特定個人情報保護条例(平成27年奈良市条例第30号)第12条及び第13条」を、「により個人情報」の次に「(特定個人情報を含む。)」を加える。

(提案理由)

行政不服審査法の全部改正に伴い、情報公開制度及び個人情報保護制度における審査請求手續について、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

奈良市固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

奈良市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年奈良市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に、「添附」を「添付」に改め、同条第5項中「添附書類」を「添付書類」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失つたときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第3項を同条第4項とし、同条第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従つて弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があつたときは、これを市長に送付しなければならない。

第11条第1項中「おいては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

(提案理由)

行政不服審査法の全部改正に伴い、固定資産評価審査委員会の作成する決定書の記載事項を条例上明記する規定を追加するほか、審査手続に関する規定について所要の改正を行うおとするものである。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の 施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定しようとする。

平成28年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第2条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例(平成10年奈良市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例(平成14年奈良市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改め、同項第5号中「一に」を「いずれかに」に改める。

(奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成6年奈良市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例(昭和26年奈良市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第2条の2中「一に」を「いずれかに」に改める。

第5条の2を削る。

第6条の見出し及び同条第1項中「条件附採用」を「条件付採用」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に、「基き」を「基づき」に改める。

第22条第1項中「基き」を「基づき」に改める。

(災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正)

第7条 災害派遣手当等の支給に関する条例(平成8年奈良市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法の一部改正に伴い、関係条例を整備しようとするものである。

奈良市職員の退職管理に関する条例の制定について

奈良市職員の退職管理に関する条例を次のように制定しようとする。

平成28年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていた時の職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いているもの及び公益的法人等への一般職

の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

（報告及び公表）

第4条 任命権者は、前条の規定により届出を受けた事項について、遅滞なく、市長に報告しなければならない。

2 市長は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、規則で定める事項を公表するものとする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、職員の退職管理の適正を確保するために必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

2 奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年奈良市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6）職員の退職管理の状況

（提案理由）

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めようとするものである。

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、勤務の状況から一般職の職員の通勤手当の支給の例によることが適当と市長が認める者の通勤に要する費用については、当該通勤手当に相当する額を超えない範囲内において市長が定める額を費用弁償として支給することができる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提案理由）

非常勤の特別職の職員の通勤に要する費用について、勤務実態に応じ、費用弁償として支給することができるよう規定を整備しようとするものである。

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第41条第1項中「日額22,500円を」を「月額にあつては300,000円を、日額にあつては22,500円をそれぞれ」に改め、同条第2項中「日額700円を」を「月額にあつては55,000円を、日額にあつては700円をそれぞれ」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提案理由）

より高い意欲と能力を有する臨時職員を確保するため、給料等を月額で支給できるよう、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市手数料条例の一部改正について

奈良市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年2月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第35項を次のように改める。

35	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	床面積の合計が30平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 構造計算書又はこれに準ずるもの（以下この項において「構造計算書等」という。）の添付を要する場合 16,000円 イ 構造計算書等の添付を要しない場合 10,000円
			床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 構造計算書等の添付を要する場合 25,000円 イ 構造計算書等の添付を要しない場合 15,000円
			床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 構造計算書等の添付を要する場合

トル以内の場合		37,000円
合	イ 構造計算書等の添付を要しない場合	21,000円
床面積の合計	次に掲げる区分に応じ、それが200平方メートルを超え	55,000円
500平方メートル以内の場合	イ 構造計算書等の添付を要しない場合	27,000円
床面積の合計	1件につき	92,000円
が500平方メートルを超え		
1,000平方メートル以内の場合		
床面積の合計	1件につき	120,000円
が1,000平方メートルを超え		
2,000平方メートル以内の場合		
床面積の合計	1件につき	230,000円
が2,000平方メートルを超え		
5,000平方メートル以内の場合		
床面積の合計	1件につき	270,000円
が5,000平方メートルを超え		
10,000平方メートル以内の場合		
床面積の合計	1件につき	410,000円
が10,000平方		

			メートルを超え50,000平方メートル以内の場合	
			床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合	1件につき 660,000円

別表第35の2項を削る。

別表第76の5項中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（）」を「新築住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律（）」に、

				ウ 長期使用構造等適合計画である場合 227,000円
--	--	--	--	--------------------------------

を

				ウ 長期使用構造等適合計画である場合 227,000円
		既存住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	床面積の合計が100平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 一戸建ての住宅の場合（イに係るものを除く。） 79,000円 イ 一戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 13,000円 ウ 共同住宅等の場合（エに係るものを除く。） アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額 エ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 イに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額

<p>床面積の合計 が100平方メ ートルを超え 200平方メー トル以内の場 合</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それ ぞれ1件につき次に定める額 ア 一戸建ての住宅の場合（ イに係るものを除く。） 103,000円 イ 一戸建ての住宅であって 、長期使用構造等適合計画 である場合 16,000円 ウ 共同住宅等の場合（エに 係るものを除く。） アに 掲げる額を申請に係る住戸 数で除して得た金額 エ 共同住宅等であって、長 期使用構造等適合計画であ る場合 イに掲げる額を申 請に係る住戸数で除して得 た金額</p>
<p>床面積の合計 が200平方メ ートルを超え 500平方メー トル以内の場 合</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それ ぞれ1件につき次に定める額 ア 一戸建ての住宅の場合（ イに係るものを除く。） 174,000円 イ 一戸建ての住宅であって 、長期使用構造等適合計画 である場合 23,000円 ウ 共同住宅等の場合（エに 係るものを除く。） アに 掲げる額を申請に係る住戸 数で除して得た金額 エ 共同住宅等であって、長 期使用構造等適合計画であ る場合 イに掲げる額を申 請に係る住戸数で除して得 た金額</p>
<p>床面積の合計 が500平方メ</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それ ぞれ1件につき次に定める額</p>

<p>一トルを超え 1,000平方メ 一トル以内の 場合</p>	<p>ア 一戸建ての住宅の場合（ イに係るものを除く。） 274,000円</p> <p>イ 一戸建ての住宅であって 、長期使用構造等適合計画 である場合 37,000円</p> <p>ウ 共同住宅等の場合（エに 係るものを除く。） アに 掲げる額を申請に係る住戸 数で除して得た金額</p> <p>エ 共同住宅等であって、長 期使用構造等適合計画であ る場合 イに掲げる額を申 請に係る住戸数で除して得 た金額</p>
<p>床面積の合計 が1,000平方 メートルを超 え3,000平方 メートル以内 の場合（一戸 建ての住宅に あっては、1, 000平方メー トルを超える もの）</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それ ぞれ1件につき次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅の場合（ イに係るものを除く。） 534,000円</p> <p>イ 一戸建ての住宅であって 、長期使用構造等適合計画 である場合 52,000円</p> <p>ウ 共同住宅等の場合（エに 係るものを除く。） アに 掲げる額を申請に係る住戸 数で除して得た金額</p> <p>エ 共同住宅等であって、長 期使用構造等適合計画であ る場合 イに掲げる額を申 請に係る住戸数で除して得 た金額</p>
<p>床面積の合計 が3,000平方 メートルを超 え5,000平方</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それ ぞれ次に定める額を申請に係 る住戸数で除して得た金額</p> <p>ア イに係るもの以外の場合</p>

		メートル以内 の場合（一戸 建ての住宅を 除く。）	イ 長期使用構造等適合計画 である場合	950,000円 94,000円
		床面積の合計 が5,000平方 メートルを超 え10,000平方 メートル以内 の場合（一戸 建ての住宅を 除く。）	次に掲げる区分に応じ、それ ぞれ次に定める額を申請に係 る住戸数で除して得た金額 ア イに係るもの以外の場合	1,627,000円 159,000円
		床面積の合計 が10,000平方 メートルを超 え20,000平方 メートル以内 の場合（一戸 建ての住宅を 除く。）	次に掲げる区分に応じ、それ ぞれ次に定める額を申請に係 る住戸数で除して得た金額 ア イに係るもの以外の場合	3,004,000円 259,000円
		床面積の合計 が20,000平方 メートルを超 え30,000平方 メートル以内 の場合（一戸 建ての住宅を 除く。）	次に掲げる区分に応じ、それ ぞれ次に定める額を申請に係 る住戸数で除して得た金額 ア イに係るもの以外の場合	4,289,000円 318,000円
		床面積の合計 が30,000平方 メートルを超 える場合（一 戸建ての住宅 を除く。）	次に掲げる区分に応じ、それ ぞれ次に定める額を申請に係 る住戸数で除して得た金額 ア イに係るもの以外の場合 イ 長期使用構造等適合計画 である場合	5,253,000円 339,000円

に改める。

別表第76の6項を次のように改める。

76の6	建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請であって、同法第6条第2項の規定に基づく当該長期優良住宅建築等計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査	1件につき次に掲げる額を合算した額（共同住宅等の場合にあつては、アに掲げる額とイに掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額とを合算した額） ア 前項に掲げる手数料額 イ 第35項に掲げる手数料額
------	---	--	--

別表第76の7項中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項」を「新築住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項」に、

			エ 第3号変更の場合 2,000円
--	--	--	----------------------

を

			エ 第3号変更の場合 2,000円
	既存住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	変更に係る床面積の合計が100平方メートル以内の場合	1件につき11,000円と次に掲げる額を合算した額（共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額） ア 第1号変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 56,000円 イ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 9,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
		変更に係る床面積の合計が100平方メートルを超え20	1件につき14,000円と次に掲げる額を合算した額（共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で

<p>0平方メートル以内の場合</p>	<p>除して得た金額)</p> <p>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。)</p> <p style="text-align: right;">76,000円</p> <p>イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。)</p> <p style="text-align: right;">11,000円</p> <p>ウ 第3号変更の場合</p> <p style="text-align: right;">2,000円</p>
<p>変更に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合</p>	<p>1件につき21,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額)</p> <p>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。)</p> <p style="text-align: right;">136,000円</p> <p>イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。)</p> <p style="text-align: right;">16,000円</p> <p>ウ 第3号変更の場合</p> <p style="text-align: right;">2,000円</p>
<p>変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合</p>	<p>1件につき35,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額)</p> <p>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。)</p> <p style="text-align: right;">213,000円</p> <p>イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。)</p>

	24,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超えた額を申請に係る住戸数で除して得た金額)	1 件につき50,000円と次に掲げる額を合算した額（共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額）
1,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅の場合にあつては、1,000平方メートルを超えるもの)	ア 第1号変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 435,000円 イ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 47,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超えた額を申請に係る住戸数で除して得た金額)	1 件につき92,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額
3,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）	ア 第1号変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 793,000円 イ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 63,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超えた額を申請に係る住戸数で除して得た金額)	1 件につき157,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額
5,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）	ア 第1号変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 1,390,000円

<p>ての住宅を除く。)</p>	<p>イ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 78,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円</p>
<p>変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超えない場合（一戸建ての住宅を除く。)</p>	<p>1件につき257,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア 第1号変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 2,604,000円 イ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 141,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円</p>
<p>変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超えない場合（一戸建ての住宅を除く。)</p>	<p>1件につき316,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア 第1号変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 3,783,000円 イ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 188,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円</p>
<p>変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超えない場合（一戸建ての住宅を</p>	<p>1件につき336,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア 第1号変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。）</p>

			除く。)	4,679,000円
				イ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。）
				235,000円
				ウ 第3号変更の場合
				2,000円

に改める。

別表第76の8項を次のように改める。

76の8	建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請であって、同法第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく当該長期優良住宅建築等計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査	1件につき次に掲げる額を合算した額（共同住宅等の場合にあつては、アに掲げる額とイに掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額とを合算した額） ア 前項に掲げる手数料額 イ 第35項に掲げる手数料額
------	---	---	--

別表第76の11項から第76の14項までを次のように改める。

76の11	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅に係る審査（以下この	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき40,200円（建築基準法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた指定確認検査機関、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条
-------	--------------------	--	--------------------	---

項において「戸建住宅審査」という。）		第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び第76の13項において「低炭素建築物適合計画」という。）である場合にあっては、6,700円）
	床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき44,300円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6,700円）
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査（以下この項において「共同住宅審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき75,800円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき123,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、22,400円）
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき206,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、47,700円）
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき292,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円）
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき571,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、134,000円）
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき1,006,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、202,000円）
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,844,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、477,000円）
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,844,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、477,000円）

	00平方メートル以上のも	素建築物適合計画である場合にあっては、305,000円)
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、住宅（共同住宅を含む。）以外の建築物（以下この項及び第76の13項において「その他建築物」という。）であって同法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下この項及び第76の13項において「誘導基準」という。）のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法以外の方法を用いたものに係る審査（以下この項において「その他標準審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき238,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,300円）
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき542,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円）
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき666,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、132,000円）
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき787,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、166,000円）
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき897,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、207,000円）
	床面積が50,000平方メートル以上のも	1件につき1,117,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、289,000円）
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき94,200円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）
	床面積が300平方メートル	1件につき154,000円（低炭素建築物適合計画である場合に

画の認定の申請に対する審査のうち、その他建築物であって誘導基準のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法を用いたものに係る審査 (以下この項において「その他モデル審査」という。))	以上2,000平方メートル未満のもの	あっては、29,300円)
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき247,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円)
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき321,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、132,000円)
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき384,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、166,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき450,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、207,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき581,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、289,000円)
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及びその他建築物に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 一戸建住宅審査に掲げる手数料額 イ その他標準審査又はその他モデル審査に掲げる手数料額	
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及びその他建築物に	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅審査に掲げる手数料額 イ その他標準審査又はその	

		係る審査	他モデル審査に掲げる手数料額	
7 6 の 1 2	建築基準関係 規定適合審査 の申出を併せ て行う低炭素 建築物新築等 計画認定申請 手数料	都市の低炭素化の促進に関する 法律第53条第1項の規定に基 づく低炭素建築物新築等計画の 認定の申請であって、同法第5 4条第2項の規定に基づく当該 低炭素建築物新築等計画に係る 建築基準法第6条第1項に規定 する建築基準関係規定に適合す るかどうかの審査の申出を併せ て行うものに対する審査	1件につき次に掲げる額を合 算した額 ア 前項に掲げる手数料額 イ 第35項に掲げる手数料 額	
7 6 の 1 3	低炭素建築物 新築等計画変 更認定申請手 数料	都市の低炭素化の 促進に関する法律 第55条第2項に おいて準用する同 法第53条第1項 の規定に基づく低 炭素建築物新築等 計画の変更の認定 の申請に対する審 査（次項に係るも のを除く。以下こ の項において同じ 。）のうち、一戸 建ての住宅に係る 審査（以下この項 において「戸建住 宅審査」という。 ）	床面積が200 平方メートル 未満のもの	1件につき40,200円（低炭素 建築物適合計画である場合に あつては、6,700円）
			床面積が200 平方メートル 以上のもの	1件につき44,300円（低炭素 建築物適合計画である場合に あつては、6,700円）
		都市の低炭素化の 促進に関する法律 第55条第2項に おいて準用する同 法第53条第1項 の規定に基づく低 炭素建築物新築等 計画の変更の認定 の申請に対する審 査（次項に係るも のを除く。以下こ の項において同じ 。）のうち、一戸 建ての住宅に係る 審査（以下この項 において「戸建住 宅審査」という。 ）	床面積が300 平方メートル 未満のもの	1件につき75,800円（低炭素 建築物適合計画である場合に あつては、11,500円）
			床面積が300 平方メートル 以上2,000平 方メートル未 満のもの	1件につき123,000円（低炭素 建築物適合計画である場合に あつては、22,400円）

の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査（以下この項において「共同住宅審査」という。）	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき206,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、47,700円）
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき292,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円）
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき571,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、134,000円）
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき1,006,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、202,000円）
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,844,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、305,000円）
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき238,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）
の申請に対する審査のうち、その他建築物であって誘導基準のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法以外の方法を用	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,300円）
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき542,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円）
	床面積が5,000平方メートル	1件につき666,000円（低炭素建築物適合計画である場合に

いたものに係る審査（以下この項において「その他標準審査」という。）	ル以上10,000平方メートル未満のもの	あつては、132,000円)
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき787,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、166,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき897,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、207,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,117,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、289,000円)
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、その他誘導基準のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法を用いたものに係る審査（以下この項において「その他モデル審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき94,200円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、11,500円)
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき154,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、29,300円)
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき247,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、84,000円)
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき321,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、132,000円)
	床面積が10,000平方メートル	1件につき384,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、166,000円)
	平方メートル	

		未満のもの	
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき450,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、207,000円）
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき581,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、289,000円）
		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及びその他建築物に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅審査に掲げる手数料額 イ その他標準審査又はその他モデル審査に掲げる手数料額
		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及びその他建築物に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅審査に掲げる手数料額 イ その他標準審査又はその他モデル審査に掲げる手数料額
76の14	建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であつて、同法第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく当該低炭素建築物新築等計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 前項に掲げる手数料額 イ 第35項に掲げる手数料額

別表第76の14項の次に次のように加える。

76の 15	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅に係る審査（以下この項において「戸建住宅審査」という。）	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき36,800円（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び第76の17項において「建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画」という。）である場合にあっては、6,700円）	
			床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき40,900円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、6,700円）	
			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同法第1条第1項に規定する住宅部分（一戸建ての住宅を除く。以下この項、第76の17項及び第76の19項において「共同住宅」という。）に	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき72,300円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円）
			床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき120,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、22,400円）	
		1条第1項に規定する住宅部分（一戸建ての住宅を除く。以下この項、第76の17項及び第76の19項において「共同住宅」という。）に	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき202,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、47,700円）	
			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき289,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、47,700円）	

係る審査（以下この項において「共同住宅審査」という。）	平方メートル未満のもの	は、84,000円)
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき567,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、134,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき1,002,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、202,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,840,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、305,000円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同法第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この項、第76の17項及び第76の19項において「非住宅部分」という。）であって建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき234,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき378,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円)
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき539,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000円)
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき663,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、132,000円)
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき783,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、132,000円)	
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル以上のもの	1件につき783,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、132,000円)	

この項、第76の17項及び第76の19項において「基準省令」という。第8条第1号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	平方メートル未満のもの	は、166,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき893,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、207,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,114,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、289,000円)
	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき90,800円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき151,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円)
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき243,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000円)
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき317,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、132,000円)
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、166,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき446,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、166,000円)

			平方メートル未満のもの	は、207,000円)
			床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき578,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、289,000円）
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査		1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査		1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額
76の16	建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請であつて、同法第30条第2項の規定に基づく当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査		1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 前項に掲げる手数料額 イ 第35項に掲げる手数料額
76の17	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物	床面積が200平方メートル未満のもの 床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき36,800円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、6,700円） 1件につき40,900円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつて

<p>エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅に係る審査（以下この項において「一戸建住宅審査」という。）</p>		<p>は、6,700円)</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更</p>	<p>床面積が300平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき72,300円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、11,500円）</p>
<p>の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査（以下この項において「共同住宅審査」という。）</p>	<p>床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき120,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、22,400円）</p>
	<p>床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき202,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、47,700円）</p>
	<p>床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき289,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、84,000円）</p>
	<p>床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき567,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、134,000円）</p>
	<p>床面積が25,000平方メートル</p>	<p>1件につき1,002,000円（建築物エネルギー消費性能向上基</p>

	ル以上50,000平方メートル未満のもの	準適合計画である場合にあっては、202,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,840,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、305,000円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であつて基準省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅標準審査」という。)	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき234,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき378,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円)
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき539,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000円)
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき663,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、132,000円)
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき783,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、166,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき893,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、207,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,114,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、305,000円)